

事務連絡  
令和3年8月12日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者への対応について（協力依頼）

新型コロナワクチンの職域接種については、「職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について（令和3年7月21日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」において、接種対象者の体調不良等により、接種対象者への2回目の接種を当初の予定どおりに実施できない場合であっても、実施期間を延長すること等により、企業等が2回目の接種機会を確実に提供する必要があることとしています。

しかしながら、当該事務連絡に沿った対応によっても、やむを得ず、同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者が生じるという場合においては、各都道府県においても、別添のとおり、管内の職域接種会場の情報を、当該者の企業等に情報提供する等、2回目の接種機会の確保に向けた必要な協力をお願いいたします。

なお、本件に関連して、別途調整中の事項がまとまった場合には、改めて、ご連絡いたします。

(別添)

職域接種において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者への対応について（令和3年8月12日時点）

## 1. 基本的な考え方

- 職域接種は、企業や大学等が接種に必要な実施体制を確保し、同一の接種会場で2回接種を完了すること等を前提に実施しているものであること。
- 職域接種においては、武田／モデルナ社のワクチンを使用することとしており、2回目の接種においても、当該ワクチンを用いる必要があること。（参照：「職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について（令和3年7月21日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」）

## 2. 企業等

### (1) 同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者が生じる場合

- 同一会場での2回目の接種機会の提供が困難な場合は、被接種者が近隣の職域接種会場又は大学拠点接種会場（以下、「職域接種会場」という。）で2回目の接種を受けられるよう、1回目の接種を実施した企業等が他の職域接種会場に連絡し、当該被接種者の2回目接種受入れの可否について相談・調整すること。
- 他の職域接種会場の連絡先等が不明な場合は、企業等の所在する都道府県の職域接種相談窓口連絡し、他の職域接種会場の連絡先情報等の提供を受けること。提供を受けた情報は、企業等内限りの扱いとすること。

### (2) 2回目接種の受入れについて企業等から相談・調整を受けた企業等

- 他の企業等から、2回目接種の受入れの可否について相談があった場合には、接種スケジュール等を勘案しつつ、2回目接種の受入れについて積極的に検討・調整すること。
- なお、2回目接種の受入れに当たり、ワクチンの余剰に不安がある場合は、適宜、厚生労働省健康局健康課予防接種室（[syokuiki@mhlw.go.jp](mailto:syokuiki@mhlw.go.jp)）に、メールで相談すること。
- また、2回目接種を受け入れた場合は、当該者の2回目接種に係る費用請求及び接種実績の入力等は、受け入れた会場において実施することとなるので、留意すること。

### (3) 職域接種を実施する全ての企業等

- 企業等から求めがあった場合、都道府県は、申請時に「公表不可」とした会場を含め、管轄内の職域接種会場の連絡先情報等を提供する可能性があること。
- 具体的には、職域接種会場名称、会場所在地、接種開始予定週、接種終了予定週、企業等の担当者の氏名・連絡先等であるため、これらは提供を受けた企業等内限りの扱いとなること。

### 3. 都道府県

- まずは、「職域接種において2回目の接種を進めるに当たっての留意点について（令和3年7月21日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」を参照しつつ、同一会場での2回目の接種機会の提供に向けた工夫を促すこと。
- その上で、企業等から、職域接種相談窓口で連絡があった場合には、当該企業等に、当該企業等限りの取扱いとして、申請時に「公表不可」とした会場を含め情報提供すること。
- 具体的には、各都道府県内の職域接種会場名称、会場所在地、接種開始予定週、接種終了予定週、企業等の担当者・連絡先等の情報等を企業等に提供すること。
- その際には、接種を実施している企業等であることを確認し、実際に相談・調整が可能な企業等のみを抽出するように工夫すること（「接種終了予定日」は、申請時の情報であり、参考情報であることに留意すること）。また、情報の提供を受ける企業等にとってのわかりやすさにも十分配慮すること。
- なお、同一会場で2回目の接種を受けられない者に関し、都道府県の判断により、各都道府県内の大規模接種会場で2回目接種を実施できるよう調整することは、差し支えないものであること。
- また、特に、職域接種会場が少ない都道府県においては、被接種者の負担についても考慮しつつ、2回目の接種機会の確保に向け、より積極的な協力をされたいこと。